

奈良県広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会規則をここに公布する。

令和6年11月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第4号

奈良県広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県広域水道企業団情報公開条例（令和6年11月条例第2号）第24条第9項の規定に基づき、奈良県広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。